

Miki 里山グランピング施設利用約款

(適用範囲)

第1条 Miki 里山グランピング（以下、「当施設」といいます）が宿泊客との間で締結する宿泊契

約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を予約業務営業日の宿泊予定日2日前までにMiki 里山グランピングまで原則ホームページ上にて予約していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、住所、連絡先
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項(2)の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

3. 当施設で得た個人情報は、プライバシーポリシー（ホームページ内に記載）に基づき使用します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 当施設が、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料

金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊料金の申し込みをされ、当施設が承諾した場合は、当該料金とその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない

限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。

4. 宿泊契約が成立して、宿泊予定日2日前から違約金が発生します。施設利用約款末尾に記載の別表第1に従い、清算等を行います。なお、お客様に対して返還を行う場合の手数料はお客様のご負担となります。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると当施設が判断するとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると当施設が判断するとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 都道府県が定める旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
- (10) 以上に準じ、当施設が、宿泊しようとする者の宿泊を認めることを相当でないと判断するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した

場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第1に掲げるところにより、違約金を請求させていただきます。

3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。当施設の処理に対し、当該宿泊客は何らかの主張も請求もできません。

(当施設の契約解除権)

第6条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をす
るおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた
とき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 都道府県が定める旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規
則の禁止事項に従わないとき。
 - (9) 以上に準じ、当施設が、宿泊しようとする者の宿泊を認めることを相当でないと判
断するとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受
けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(当施設の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のカフェ・フロント「バーズネスト」において、次の事
項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) 利用規約確認の登録
 - (5) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法によ
り行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(使用時間)

第8条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、当宿泊施設が定めるチェックイン時刻から
チェックアウト時刻までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及
び出発日を除き、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当施設においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規約に従って
いただきます。利用規則に従わないために発生した事故に関して、当施設はその責任を負
いません。

(営業時間)

第10条 当施設の主な施設等の営業時間は、施設利用約款・パンフレット等でご案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

(料金の支払い)

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、ホームページ内に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、お客様の到着の際又は当施設が請求したとき、日本円、当宿泊施設が認めたクレジットカード又は当施設が承認する決済手段を用いる方法により、カフェ・フロント「バーズネスト」又は当施設が指定する場所において行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第12条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

(お客様の手荷物又は携帯品の保管)

第13条 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合、当施設は、原則として発見日を含めて7日間保管し、その間に宿泊客から返還の申出がされなかった場合には、これらを最寄りの警察署へ届けるものとします。ただし、貴重品については、直ちに最寄りの警察署へ届けるものとします。また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、当施設にて任意に処分させていただきます。

2. 当施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとします。

(駐車場の責任)

第14条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は駐車場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。

(宿泊客の責任)

第15条 宿泊客によるこの約款若しくは利用規約に違反する行為及びその他宿泊客の責に帰すべき事由により、当施設が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害

を被ったときは、宿泊客に、当施設が被った損害を賠償していただきます。

(客室の清掃)

第16条 当施設が必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。

2. 前項の客室清掃について、宿泊客は、これを拒否できないものとします。

別表第1 違約金

7日前	50%
2日前	100%
1日前・当日・不泊	100%